日本共産党

県の姿勢は、

住民合意よりも議会日程を優先させた「事

業ありき」の

のような発言をしました。

住民の期待を根底から崩すものです

日本共産党広島市会議員団

TEL 082(244)0844 FAX 082 (244) 1567 2003年6月9日発行 NO.520

ージ http://www.jcp-hiro-shigi.jp -ルアドレス k-shigi@jcp-hiro-shigi.jp

6月の県議会日程を優先して

広島港 産廃処分場計画

審議を打

反対意見を無視し、すべての代表の合意ないまま協定書締結

境局参事で構成されています。

これまでの6回の会合で住民から安全面での不安が続出。

事故

案(裏面参照)が住民側から出ていましたが、県はいずれも拒

|時には原状回復すること」などを盛り込んだ協定書の追加・修

「6月議会に間に合わせたい」と審議を一方的に打ち切りました。

「事故発生時の『原状回復』が明記されていない協

町内会のなかでも、この内容の協定書には

住民の期待うらぎる県の姿勢

調印すべきではないとの意見がある」と反対の声が出されました。

定書には賛成できない。

出席者からは、

「協議会の設置」や「協定書の締結」は元々の事業手続きには

会の運営に期待を寄せていました。 た画期的なものです。だからこそ住民は、行政と信頼しあえる協 ませんでしたが、住民の運動によって県の事業では初めて盛り込まれ

この協議会は、「地域の意見・要望 を聞き」、「理解形成と連絡調整を図る」 ために設けられたものであり、地元代表 として「基礎的自治組織である町内会 から代表を選任する」となっています。 (県産業廃棄物対策室の作成資料より)

出島地区廃棄物処分場環境保全 基本協定書

この協定は、「地域住民の理解の形 成や信頼感を醸成」し、「生活環境及び 自然環境を保全する」ことを目的に、住 民代表(?)として3つの社会福祉協議会 の会長と、広島県が締結するものです。

しかし、安全面で十分な論議もされ ず、協議会全員の合意もないまま締結 することになりました。

住民不安に応えず修正案も審議不十分

ち切り、 いた協議会は6月3日、 ことになりました。県は7月にも着工したい考えです。 広島港産廃処分場計画の環境保全・安全管理について話し合って すべての協議会メンバーの合意ないまま協定書を締結する 県が6月の県議会日程を優先して審議を打

めに昨年 広島県環境局廃棄物対策総室長、 同協議会は、 11 月に設置。 、県と地 元住民との 宇品地域の連合町内会長ら住民 「理解形成と連絡調整を図る 広島港湾振興局長、 広島市 12 人と、

出島処分場事業連絡調整協議会

県は安全面についての説明するなかで、「(住民は)自分 の言いたいことは言う、人(県)の言うことは聞かないでは、こ れ以上説得できない」と、まるで不安を訴える住民が悪いか

県の協定書案に対して住民側が出した20項目以上の追 加修正意見についても、県は「事故が発生しないように工事 するのだから必要ない」と修正拒否。住民側からは、「(修正 すると)何か不都合があるのか」と批判の声が上がりました。

不安を訴える住民が悪い!? 県のごうまんな態度

社会福祉協議会は住民代表?

協議会には「住民代表」として社会福祉協議会(社協)の 会長を兼ねている町内会長(連合会長)が参加しています が、協定書には社協会長名で調印することになっています。

しかし社協は、市から補助金を受けている市の下部組織 であり、協議会メンバーからは「社協が住民代表として調印す るのはおかしい」という意見が出ています。

広島港産廃処分場・協定書 追加・修正案 (住民側から提出された主な追加項目)

◆埋め立て期間は10年間とし、延長はしない。

県はこれまで、住民への説明会などで、埋め立て期間は10年間と説明してきました。しかし、協定書締結の段階で県の総室長が、「『埋め立て期間の延長はしない』とは約束できない」と言っています。住民への説明、約束は誠実に守るべきです。

◆事故が発生した時に、原状回復する。

事後調査結果の検討

事後調査報告書の作成

県は、「事故がないように万全を期すのだから現状回復という言葉は必要ない」との態度です。しかし、予想できない事故が発生したときを想定して、「最悪の事態にでもきちんと対処する」という項目を入れることこそ、住民の不安に答える責任ある態度です。

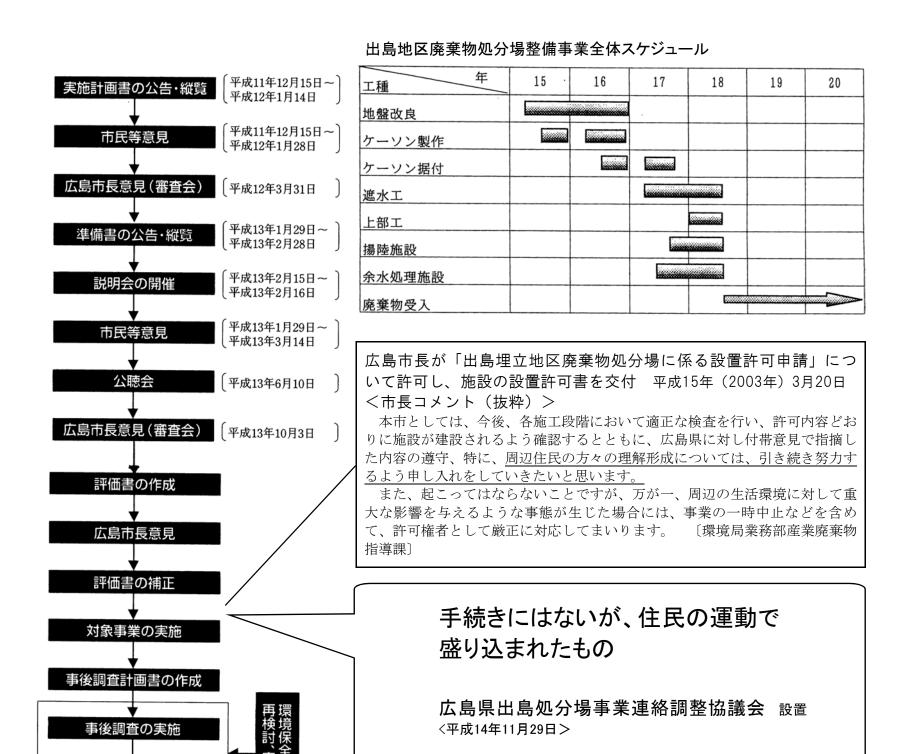
◆協定書を締結する理念の追加を。

協定書は、環境を守り住民生活を安全に保障していくために、何十年も生かされていくものです。協議会の委員も県の職員も変わるため、誰がいつ見ても、どんな事態になったときにも、協定書を見れば、その責任や対処法がわかるものにすべきです。

<修正案の「前文(協定締結の理念)」案>

出島地区廃棄物処分場環境保全基本協定書

当処分場は国際平和文化都市·広島の海の玄関の中心に位置する大切な場所にある。将来にわたり人間の生命·健康·環境を守るため、情報公開·住民監視の立場に立ち、処分場の環境保全協定書を地元町内会・県・市で締結する。



<平成15年6月>